

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証・減額認定証の更新について～

◆◇ 保険証が新しくなります ◇◆

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたらお持ちの保険証を破棄し、新しく届いた水色の保険証をご使用ください。

- ▶新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- ▶紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい保険証は水色です

◆◇ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります ◇◆

現在ご使用の減額認定証の有効期限も平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に保険証とともに減額認定証を郵送しますので、8月1日からはお持ちの古い減額認定証を破棄し、新しいもの(黄緑色)をご使用ください。(有効期限は保険証と同じく1年間です)

また、減額認定証をお持ちではない方で、下記の交付対象に該当する場合は、申請により減額認定証が交付されますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	*世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	*高齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成28年 8月 1日
有 効 期 限	平成29年 7月 31日
適 用 区 分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成28年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい減額認定証は黄緑色です

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

■ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎011-290-5601
	小平町保健福祉課福祉係	☎56-2111 (内線287)